

討議のための論点メモ

(前注) この資料は、ハーグ国際私法会議判決プロジェクト特別委員会第1回及び第2回において取りまとめられた条約草案(以下「草案」という。)について討議を行うための論点メモである。なお、この資料で引用している草案の規定内容等は仮訳であり、正文ではない。

1 知的財産関連規定の論点

(1) 草案2条10(適用除外)

知的財産権に関する判決を本条約の適用対象とするか。知的財産権の種類(登録型・非登録型)によって扱いを別にする必要があるか。

また、適用対象とする場合に、適用範囲に含まれる知的財産権の定義を設けるか。

(注) 知的財産権に関する判決の性質決定

草案5条1k, 0, m及び6条aは、知的財産権を登録型か非登録型かで区別して規律しているが、該当する知的財産権は限定列举ではなく、例示列举となっているため、いかなる知的財産権が対象となるのか、締約国間で解釈が区々となり得る。

①本条約上に定義規定を設けない場合に、判決国法では知的財産権として保護されているが、承認執行国では知的財産権とは認知されていない権利に関する判決の場合、知的財産権に関する裁判と性質決定されるか否かが問題となる(間接管轄要件該当性を判断すべき承認国が、当該判決の準拠法である判決国法の解釈に従うのであれば、締約国ごとに知的財産権として保護される権利の範囲が異なっていたとしても、当該判決は条約上の「知的財産権」に関する判決であるとして、(いずれの締約国が承認国になっても)承認執行適格が認められるとも考えられる。ただし、公序違反による拒否は別途問題となり得る。)

他方、②本条約の対象となる知的財産権について定義規定を設けるとした場合、どのように定義するか(知的財産権については世界的に確立した解釈はなく、時代により変化し得る。)、定義規定から除かれた知的財産権に関する判決を本条約の適用対象外とするか、適用対象外とはせずに他の判決と同様の扱いをするかは問題となる。

(2) 草案5条1k, l, m

ア 間接管轄原因の適用関係

知的財産権に関する判決が、草案6条a（有効性又は登録に関する判決）に該当しない類型であっても（侵害訴訟の判決等。5条1k, l, m参照）、属地主義の観点から、草案5条1項を適用せず、判決国が自国の知的財産権法を適用して裁判を行った場合にのみ、条約上の承認執行義務が生じるとの規律にすることは妥当か（ただし、国内法による承認執行は妨げない。草案17条参照）。

イ 草案5条1k及びmのブラケット

草案5条1k及びmのブラケット内の文言（unless the defendant has not acted in that State to initiate or further the infringement, or their activity cannot reasonably be seen as having been targeted at that State;）は、オンライン上での知的財産の侵害事例（例：世界中からアクセス可能なウェブサイトで商標権侵害の商品を販売）を想定して提案されたもの。この文言を入れることで、一定の場合に、知的財産に関する法律を域外適用した判決の承認執行義務を認めることにならないか。

(3) 草案12条

知的財産に関する判決のうち、損害賠償等の金銭的判決のみを本条約上の承認執行の対象とし、非金銭的な救済を認める判決（権利侵害行為の差止判決等）は対象外とする必要があるか。両者を区別することに合理的な理由はあるか。

（参考）我が国における強制執行の方法

特許権／商標権侵害製品の製造販売を禁止する差止請求（特許法101条1項、商標法36条1項）は非代替的不作為債務であると考えられ、そうだとすれば代替執行ができないから、その強制執行は「**間接強制**」によることとなる（民事執行法172条）。さらに、差止請求をするに際し、侵害の行為を組成した物の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる（特許法101条2項、商標法36条2項）が、これは「**代替執行**」による（民事執行法171条）。

2 その他の規定の論点

(1) 草案13条（裁判上の和解）

本規定所定の「a court of a Contracting State has approved, or which have been concluded in the course of proceedings before a court of a Contracting State」の意義について、どの程度裁判所が関与した場合にこの要件に該当するのか、適用範囲を明らかにするべきではないか。

なお、執行を求める当事者は、当該裁判上の和解がもとの国において判決と同様の方法で執行できることを証明する文書を提出しなければならないことと

されている（草案14条1d）。

（参考）管轄合意条約12条の解説（ハートレイ・道垣内報告書パラ207。道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』426頁）

「裁判官の面前で締結する契約であって、通常は互譲により、それによって当事者が訴訟を終結するものである。当事者は合意を裁判所に提出し、裁判官は公文書に記録するのである。通常、このような合意は確定判決の有する効力の一部又は全部を有する。」「同意判決（consent order）（当事者双方の同意により裁判所が発する命令）は判決であって、この条約第8条により判決として承認・執行される」

(2) 草案21条（宣言）

本規定は、管轄合意条約（2005年）の21条を基礎としており、「特定の事項（specific matter）」について本条約の適用を排除する宣言を認めるものであるが、管轄合意条約と同様に、「特定の事項」の意義は、草案2条1項（matters）で除外されているような種類の個別的な法分野にのみ適用されると考えるべきか。

（参考）管轄合意条約21条の解説（ハートレイ・道垣内報告書パラ235。道垣内正人編著『ハーグ国際裁判管轄条約』440頁）

「外交会議では、この規定は2条2項で除外されているような種類の個別的な法分野にのみ適用されるべきであるとされた。すなわち、この宣言では事項ではない基準を用いることはできない。たとえば、「海上保険契約」を除外することはできるが、「海上保険契約であって、他の国の裁判所が選択されたもの」という除外の仕方はできないのである。」

(3) 草案26条（他の条約との関係）

他の条約との関係はどのように規律すべきか。特に、草案6条に基づく承認執行拒絶義務と矛盾する内容の条約・協定との関係はどのように規律すべきか。

（以上）